（別紙）

入札保証金説明書

１　入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額（入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の５以上とする。入札保証金の額が足りないときは、その入札は無効となる。

２　入札保証金の免除

次の各号に該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

1. 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和5年7月3日までに提出した場合。
2. 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証する書類（様式第５号）を令和5年7月3日までに提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。

３　現金で納付する場合の手続

 ⑴　納付方法

ア　入札保証金納付書発行依頼書（様式第６号）に必要事項を記入及び提出する。

イ　提出された依頼書に基づき納付書を発行するので、本書により入札保証金を納付する。

ウ　入札保証金の納付を証するため、入札時までに領収書を呈示する。

 ⑵　納付場所　琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行及び鹿児島銀行

４　入札保証金に代わる担保の場合の手続

地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の規定によるので、担保の提供によることを検討する場合は、受入れ手続について事前に問い合わせること。なお、受け入れ可能な担保は次の各号のとおりである。

⑴　国債及び地方債

⑵　政府の保証する債券

⑶　銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

⑷　銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

⑸　定期預金債権及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書

⑹　契約担当者が確実と認める社債

⑺　契約担当者が確実と認める金融機関の保証

５　入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第234条第４項に該当する場合を除き落札決定後還付するので、還付の対象となる者は入札保証金還付請求書（様式第７号）を提出すること。なお、落札者の入札保証金は、原則納付すべき契約保証金の全額又は一部に充てる。